

次のとおり基本測量を実施するので測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により公告する。

令和5年3月10日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 測量機関

国土交通省国土地理院

2 作業の種類

基本測量（(1) 電子基準点測量及び機動観測、(2) 電子基準点測量）

3 作業期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 作業地域

(1) 伊東市、磐田市、掛川市、藤枝市、牧之原市

(2) 静岡市清水区、静岡市葵区、浜松市東区、浜松市西区、浜松市南区、浜松市北区、浜松市浜北区、浜松市天竜区、沼津市、熱海市、富士宮市、島田市、富士市、焼津市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、賀茂郡河津町、賀茂郡南伊豆町、賀茂郡西伊豆町、田方郡函南町、駿東郡清水町、榛原郡川根本町、周智郡森町